

(11月9日～15日)

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

(全国統一防火標語)

住宅防火
いのちを守る
7つのポイント

住宅火災からあなたを守る住宅用火災警報器
ついていますか？

【3つの習慣】

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制をつくる。

住宅火災から大切な命を守るために消防法が改正され、6月1日よりすべての住宅に『住宅用火災警報器等』の設置が義務となりました。

住宅用火災警報器は、感知器を天井または壁に取り付けて、火災による煙や熱を自動的に感知して警報音や音声で火災の発生を早期に知らせるものです。

住宅火災による死者が増加しており、死に至った原因として『逃げ遅れ』の割合が非常に高くなっています。また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢化社会が急速に進展していくことに伴い、さらなる増加が心配されます。

火災を早く発見し尊い命と大切な財産を守るために、まだ設置されていないご家庭では速やかに設置してください。

◆購入するには…

家電販売店、ホームセンター、防災機器取扱店などで販売されています。

なお、購入に際し、日本消防検定協会の検査に合格した「NSマーク」が付いている製品を購入の目安としてください。



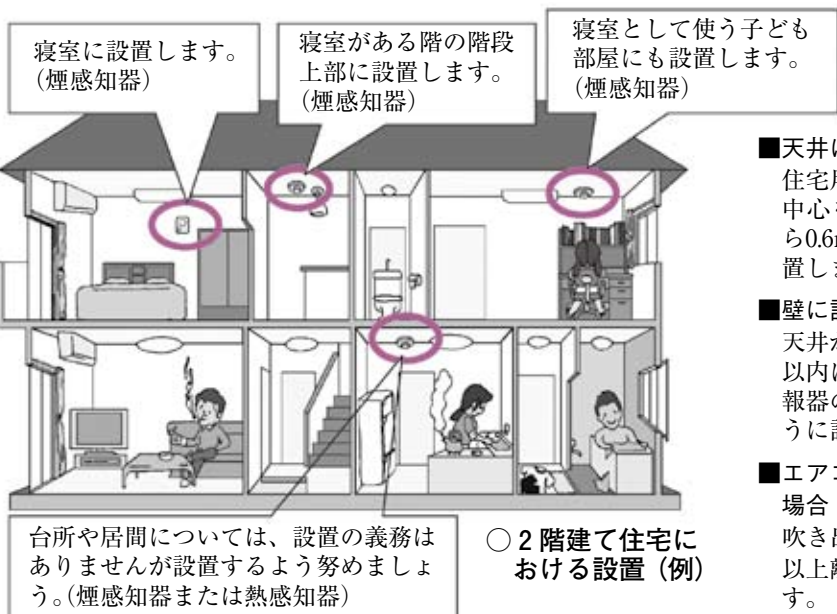
悪質な訪問販売 などにご注意を!!

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、高額な価格や無理強い販売、消防署から来たと偽った販売など悪質な業者による訪問販売に十分注意してください。消防職員が販売することはありません。

1 消防本部 ☎ 722-81

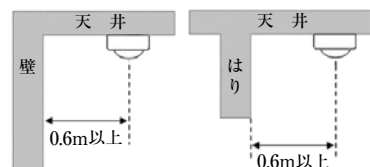
設置する場所は…

すべての住宅(戸建、併用住宅および共同住宅など)の寝室・階段・寝室のない階で、7㎡(四畳半)以上の居室が5以上ある階の廊下に煙感知器の設置が必要です。

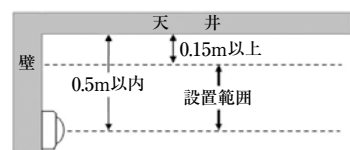


設置する位置は…

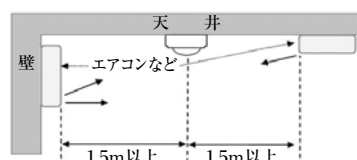
■天井に設置する場合
住宅用火災警報器の中心を壁や梁(はり)から0.6m以上離して設置します。



■壁に設置する場合
天井から0.15m~0.5m以内に住宅用火災警報器の中心がくるように設置します。



■エアコンなどがある場合
吹き出し口から1.5m以上離して設置します。



有料広告(封筒)を募集します

〓 御社を町内外へPR〓

町では、自主財源を確保し地域経済の活性化を図るため、町で郵送等に用いる封筒に、有料広告を掲載します。

町業務用封筒広告掲載取扱基準」を掲載していますので、そちらをご確認ください。

会社やお店等のPRにどうぞご利用ください。



※応募資格や掲載できる広告等について詳しくは、町ホームページに「伊奈町有料広告掲載取扱要綱」および「伊奈

広告掲載位置	長形3号の裏面
規格	縦4.5cm×横9cm
募集枠数	4枠
作成枚数	30,000枚
掲載料	1枠50,000円
掲載期間	平成21年4月1日から在庫がなくなるまで(約1年)
申込方法	12月12日(金)までに所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会計課へお申し込みください。申込書は、町ホームページからダウンロードできます。

図 会計課 ②132

少年補導栄誉金章を受章

加藤 克行氏(下郷区)



加藤氏は、多年にわたり少年指導委員として、少年の非行防止・健全育成のための活動に尽力したことが認められ、今回、警察庁長官より少年補導功労者として表彰されました。なお、この表彰は、毎年全国で47名程度しか受章できない栄誉あるものです。

町民コメント制度

～みなさんからの意見を募集します～

町では、下記に掲げる計画の策定にあたり、内容を公表し、皆様からの意見を次のとおり募集します。

- ① 伊奈町高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画(案)
- ② 伊奈町障害者計画及び第2期障害福祉計画(案)

- 募集期間 11月10日(月)～12月9日(火)まで
- 意見の提出者の範囲 町内在住、在勤、在学の方、町内に事務所または事業所を有する方
- 公表方法 役場福祉課および図書館での閲覧
※町のホームページでもご覧いただけます。
<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>
- 提出方法 計画名、住所、氏名、電話番号を記入し意見を添えて、役場へ持参または郵便、ファックス、電子メールでお送りください。
※いただいた意見に対する町の考え方等については、町ホームページおよび担当課で一括公表します。
- 提出先
 - (1) 郵便 〒362-8517 伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場住民相談室
 - (2) ファックス 048-721-2136
 - (3) 電子メール soudan@town.saitama-ina.lg.jp
 - (4) 直接持参 役場2階住民相談室

【計画(案)の内容についてのお問合せ先】

- ①の計画(案)については福祉課 介護保険管理係 ②123
- ②の計画(案)については福祉課 障害者福祉係 ②121

福祉3医療 (乳幼児・ひとり親・ 重度) 受給者の皆様へ

乳幼児医療費・ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費を受給されている方で、住所、健康保険証、医療費の振込先口座などの登録

事項に変更があったときは、福祉課に届け出をしてください。医療機関にかかるときは忘れずに持っていくようにしましょう

受診した医療機関の窓口で下記のものを提示しないと、その制度の適用が受けられない場合がありますのでご注意ください。

図 福祉課医療係 ②12
8・2129

医療の種類	持っていくもの
乳幼児医療 (小学校就学前まで)	加入している健康保険の被保険者証・乳幼児医療費受給者証(うす紫色)
ひとり親家庭等 医療	加入している健康保険の被保険者証・ひとり親家庭等医療費受給者証(水色)
重度心身障害者 医療	加入している健康保険の被保険者証・重度心身障害者医療費受給者証(オレンジ色)